

年金記録に対する信頼の回復と新たな 年金記録管理体制の確立について

目 次

はじめに	・ ・ ・ 1
I 直面する年金記録問題への対応	・ ・ ・ 2
1. 年金記録の名寄せ	
2. すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）	
3. コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ	
4. 「年金記録確認第三者委員会」における記録確認	
II 相談体制の拡充	・ ・ ・ 8
1. 相談体制の拡充	
2. 相談への対応状況の定期的な公表	
III 新たな年金記録管理システムの構築	・ ・ ・ 10
1. 新たな年金記録管理システムの導入	
2. 「社会保障カード」（仮称）の導入	
IV その他の課題への対応	・ ・ ・ 11
1. 年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ	
2. 保険料の着服への対応	
V 「年金記録問題検証委員会」による検証	・ ・ ・ 11
VI 「年金業務・社会保険庁監理委員会」（仮称）の設置	・ ・ ・ 12
おわりに	・ ・ ・ 12

年金記録に対する信頼の回復と新たな 年金記録管理体制の確立について

平成 19 年 7 月 5 日
政 府 ・ 与 党

はじめに

今回の年金記録の問題により、多くの国民の皆様が大きな憤りを感じています。まずは、こうした状況が生じたことについて、これまでの政府を代表し、心よりお詫び申し上げます。

この問題は、政府・与党の責任において、必ず早期に解決し、最後のお一人までチェックして正しい年金をきちんとお支払いいたします。

このため、既に、一連の対策を明らかにしてきたところではありますが、今般、国民の皆様の視点に立って、更なる追加措置を講じることとしたところであり、今後、これらの各般にわたる対策を徹底的かつ迅速に進め、年金記録問題を解消します。

また、今回の問題については、事務をつかさどる社会保険庁の体質に大きな原因がありました。公務員組織の悪い典型である「親方日の丸」的な体質を一掃し、「受け身」の姿勢を抜本的に転換させることが不可欠です。今般成立した日本年金機構法に基づき、社会保険庁の「廃止・解体 6 分割」を断行し、真に信頼される組織に再生します。

さらに、こうした組織の問題に加え、年金記録の管理について、国民の皆様が将来にわたり安心していただけるための根本的な対策が必要です。ご本人からの相談・照会に依存し、裁定時に記録を確認することを基本とする従来の姿勢・仕組みを改め、国民の皆様が、いつでもご自分の年金記録を確認できる、国民の信頼に足るシステムに再構築します。

こうした考え方の下に、政府・与党として、以下の諸施策について責任を持って実行し、計画どおり成し遂げることをお約束いたします。

I 直面する年金記録問題への対応

直面する問題の解決に向けた取組を、以下の基本方針の下で実施する。

- まず、社会保険庁自らが、記録の名寄せ等の取組を進め、記録が結び付くと思われる方にお知らせするとともに、既に年金を受け取っている受給者（以下「年金受給者」という。）及び今後年金を受給することとなる加入者（以下「現役加入者」という。）の方々すべてに対し、年金の加入履歴をお知らせする。
- その上で、年金受給者及び現役加入者の方々からの相談・照会に対して丁寧に対応する。
- このように、社会保険庁が記録の名寄せ・お知らせ等の積極的な取組を行うことを基本としつつ、年金受給者及び現役加入者の側からの相談・照会を通じた協力を得るという両面からの対応を進めることにより、問題の解決を実現する。

具体的対応は以下のとおりとし、その際、これまで明らかにしてきたスケジュール（「年金記録問題への新対応策の進め方」平成19年6月4日）を下記のとおり前倒しすることを目指す。

1. 年金記録の名寄せ

(1) 「5000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せ

【明らかとなった問題】

平成9年の基礎年金番号導入以来、それ以前に交付された年金手帳の記号番号を基礎年金番号の下に統合し管理してきているが、未だ基礎年金番号の下で管理されていない記録が約5000万件ある。

なお、これらはすべて、年金記録の原簿であるオンラインシステム上の記録（以下「コンピュータの記録」という。）として収録・管理されており、記録そのものが失われたものではない。また、この中には、死亡した者の記録や受給資格に結び付かない記録が含まれている。

【直面する問題への対応】

「5000万件」の記録とコンピュータの記録との名寄せ作業について、下記により実施する。

① 名寄せの実施

名寄せを行うためのプログラムを開発した上で、年金受給年齢に到達している「2880 万件」の記録を含め、「5000 万件」の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピュータの記録との名寄せを実施する。【平成 19 年 12 月から平成 20 年 3 月までを目途】

② 記録の内容の解明

上記と並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等、「5000 万件」の記録の内容を解明して公表する。

(2) マイクロフィルムにより保管されている記録「1430 万件」及び「36 万件」への対応

【明らかとなった問題】

厚生年金の喪失台帳（旧台帳）の「1430 万件」の記録及び船員保険の旧台帳の「36 万件」の記録については、マイクロフィルムにより保管されている。その多くは受給資格に結び付かないものか、再加入の際コンピュータに収録されているものと考えられるが、基礎年金番号の下に統合・管理されず、又は、コンピュータに収録されていない記録がある可能性がある。

【直面する問題への対応】

「1430 万件」及び「36 万件」の記録について、以下のとおり、マイクロフィルムの記録とコンピュータの記録との名寄せを行う。

① 名寄せの実施

「1430 万件」及び「36 万件」の記録のマイクロフィルムのデータを磁気ファイル化するための入力作業を行い、その上で、年金受給者及び現役加入者のコンピュータの記録と名寄せを行う。

名寄せは、(1)の「5000 万件」の記録の名寄せと並行して行い、その結果、記録が結び付くと思われる方にはその旨を通知する。【平成 20 年 5 月までを目途に完了】

② 記録の内容の解明

上記と並行して、別途、「1430 万件」及び「36 万件」の記録の内容を解明して公表する。

(3) 基礎年金番号への統合に関連するその他の問題への対応

① 共済過去記録の基礎年金番号への統合

平成9年の基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなっている方の共済年金の記録のうち、基礎年金番号に統合されていない、いわゆる共済過去記録「181 万件」については、厚生年金制度への一元化に向けて、基礎年金番号に統合する。この過程において、「181 万件」とすべての年金受給者及び現役加入者の記録との名寄せを行った上で、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨をお知らせする。**【平成 21 年度中を目途】**

② 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

基礎年金番号の重複付番の解消・発生防止を更に徹底する。

ア 平成 18 年 10 月時点で判明した重複付番（2 万件）のうち未解消の 4 千件の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施する。**【平成 19 年 8 月中を目途】**

平成 18 年 10 月以降これまでに発生した可能性のある重複付番についても同様に対応する。**【平成 19 年 10 月以降逐次実施】**

イ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、徹底した調査の実施により、重複付番の発生を防止する。**【今後随時】**

③ いわゆる無年金者の方への年金記録問題に関するお知らせ

年金の受給資格を満たしていない方、いわゆる無年金者の方については、今後、市町村に協力を依頼し、介護保険料徴収に関する情報を活用して、今般の問題に関する注意喚起と呼びかけを行う。**【平成 20 年度以降随時】**

④ 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突き合わせ

社会保険庁から、厚生年金基金ごとに被保険者記録を提供し、全基金において記録の突き合わせを実施する。**【平成 20 年度中を目途】**

⑤ 旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度の周知

陸海軍工廠等の旧令共済組合員期間を厚生年金の被保険者期間に通算して、定額部分相当の給付を行う特例措置については、制度の沿革を踏まえたもので旧令共済に係る記録が当然に統合される

というものではなく、年金裁定の都度確認される必要があることから、確実に年金給付に結び付けるため、これらの制度の周知を更に図っていく。**【平成 19 年度以降随時】**

2. すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）

(1) 名寄せにより新たに記録が結び付くと思われる方

- ・ 上記 1 (1) の「5000 万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨と加入履歴をお知らせする。**【平成 19 年 12 月から平成 20 年 3 月までを目途】**
- ・ その後、ご本人から、記録の訂正に関し、電話相談や来訪相談により社会保険庁にお申し出いただくことを通じて、基礎年金番号の下に記録を結び付ける。
なお、お申し出のなかった方についても、繰り返しお知らせを行うなど、記録を結び付けるための努力を行う。

(2) その他のすべての方

- ・ すべての年金受給者及び現役加入者（約 1 億人）の方々に、改めてご自身の年金記録が適正に管理されているかを確認していただくため、上記 (1) のお知らせに加えて、「ねんきん定期便」に代えて、年金受給者及び現役加入者の方々に、加入履歴を送付する。
- ・ 具体的には、平成 20 年 4 月から 10 月までの間に、「5000 万件」の記録の名寄せの結果、お知らせの対象とならなかったすべての年金受給者及び現役加入者の方々に、順次、年金の加入履歴の送付を行う。

ア 年金受給者の方々：平成 20 年 4 月と 5 月を目途に優先してお知らせ

イ 現役加入者の方々：平成 20 年 6 月から 10 月までを目途に、順次、お知らせ

このお知らせをきっかけとしたお問い合わせ等により各々の方々の年金記録の確認を行う。

3. コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ

【明らかとなった問題】

コンピュータの記録が、元の記録（台帳等）から正確に転記されていないケースが見つかっている。

① 国民年金の特殊台帳の記録（マイクロフィルム）とコンピュータの記録

（注）国民年金の台帳には、特殊台帳（複雑な記録）と普通台帳（単純な記録）とがあり、このうち特殊台帳は、すべてマイクロフィルム化して保存している。

普通台帳については、すべての記録をコンピュータに収録した際に、社会保険庁の磁気テープの記録を紙に打ち出したものを、社会保険事務所の普通台帳と一件一件突き合わせ、コンピュータの記録の確認・補正を行い、問題ないことを確認した上で、そのほとんどを廃棄している。

② 国民年金の被保険者名簿の記録とコンピュータの記録

（注）国民年金の被保険者名簿については、平成14年3月まで市町村で管理していたが、これは、年金支給の根拠となる年金記録の原簿ではなく、市町村が、国民年金保険料の収納事務を行うに当たって使用していた、いわば「控えの帳簿」であった。

平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納事務は市町村から国に移管され、記録は国（社会保険庁）のコンピュータに直接収録されることとなった。これに伴い、国民年金被保険者名簿は「控えの帳簿」としての役割を終え、市町村には法令上の保管義務がなくなっており、市町村によっては、そのすべて又は一部を保管していない。

③ 厚生年金の被保険者名簿・原票の記録（マイクロフィルム）とコンピュータの記録

【直面する問題への対応】

社会保険庁が保管するマイクロフィルム化された記録や市町村が保管している記録について、それぞれ対応するコンピュータの記録との突き合わせを計画的に実施する。具体的には、以下の作業を行う。

① 国民年金の特殊台帳の記録の突き合わせ

社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録（マイクロフィルム）について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。

② 国民年金の被保険者名簿の記録の突き合わせ

国民年金の普通台帳のほとんどは廃棄されているため、念のため、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。このため、市町村の保管する被保険者名簿を国に移管し、突き合わせに備えて点検・整備する。

なお、国民年金の被保険者名簿は、いわば「控えの帳簿」であって、これまでの国民年金保険料の納付記録は、既にコンピュータに収録されていることについて、十分な広報を行う。

また、社会保険事務所にその市町村に係る普通台帳が保管されておらず、かつ、市町村にも被保険者名簿が保管されていない中で、国のコンピュータに必要な情報が入力されていないケースは極めてまれと考えられるが、万一そのようなケースがあった場合には、社会保険庁や、4の「年金記録確認第三者委員会」において、ご本人の立場に立って、公正な判断を行う。このことについても、十分な広報を行う。

③ 厚生年金の被保険者名簿等の記録の突き合わせ

社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録（マイクロフィルム）について、それぞれコンピュータの記録と突き合わせて確認する。

なお、この突き合わせが効率的に行われるよう、厚生年金の被保険者名簿・原票の記録について、サンプル調査を速やかに行い、コンピュータへの転記が正確に行われたかどうかを確認する。調査は、社会保険事務所において保管するマイクロフィルムから抽出して実施する。

④ 進捗状況の公表

①から③までの突き合わせの対象となる記録は膨大であり、一定の期間を要するため、その進捗状況を半年毎に公表する。

なお、突き合わせの具体的方法は速やかに明らかにするが、それが完了するために必要な期間については、適正かつ効率的な実施の観点から、更に検討する。

4. 「年金記録確認第三者委員会」における記録確認

【明らかとなった問題】

保険料を納めていた旨をご本人が申し立てているにもかかわらず、

保険料の納付の記録が原簿であるコンピュータの記録に収録されていないケースがある。

【直面する問題への対応】

社会保険庁や市町村に記録がなく、ご本人も領収書等の直接的な証拠をお持ちでない事例については、「年金記録確認第三者委員会」を中央（設置済み）と地方に設置し（総務省）、個別に検討を行う。

同委員会は、ご本人の立場に立って、申し立てを十分に汲み取り、銀行通帳の出金記録等様々な関連資料を検討し、元雇用主の証言など周辺の状況に見られる事実も踏まえながら、記録訂正に関し公正な判断を総合的に示すものとする。

社会保険庁は、同委員会の判断を尊重し年金記録を訂正することとし、必要な年金をお支払いできるようにする。

Ⅱ 相談体制の拡充

年金記録の正確性を確保するためには、まず社会保険庁自らが、上記のような、記録の名寄せや突き合わせ等の取組を行うことは当然であるが、年金受給者及び現役加入者の方々からご自身の記録に関する相談や照会をいただくことも必要である。

また、平成 19 年 12 月から平成 20 年 10 月にかけて、すべての年金受給者及び現役加入者の方々に加え履歴をお知らせすることとしており、それに伴い予想される相談件数の増加に十分対応できるようにするためにも、相談体制を今後着実に整備していく必要がある。

1. 相談体制の拡充

(1) 来訪相談

① 市町村における巡回相談の実施等

早急に、すべての市町村において、巡回相談を実施する。**【平成 19 年 7 月目途】**さらに、これらの市町村における巡回相談を定期的・計画的に実施する。これらの巡回相談の実施の際、社会保険労務士会の協力を得る。

なお、社会保険労務士会においても、無料年金相談会等の年金相談を実施することとしている。

また、年金相談への対応窓口を開設し、年金加入記録の照会の取

り次ぎや年金記録の確認を始め、住民からの年金記録の相談への対応の充実が図られるよう、市町村の取組を促進する。

② 企業等における相談機能の充実

日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会からの協力を得て、企業等における年金に関する相談機能を充実する。具体的には、

ア 企業及び商工会議所に「年金相談窓口」等を設置すること

イ 現役加入者ご本人からの依頼に応じて年金記録に関する照会を企業内で取りまとめ社会保険事務所に提出すること

等について、協力を依頼する。**【平成 19 年 7 月以降随時】**

企業、商工会議所及び商工会館に設置される照会・相談窓口には社会保険庁職員を派遣し、年金照会を可能とするなど適切な措置を早急に講じる。また、これらの措置を実施するために社会保険労務士会からの協力も得る。

この場合、確認漏れが生じないように、依頼に先立って、社会保険庁において、詳細なマニュアルを作成し企業の社会保険委員等を対象とした研修を実施する。

③ 認知症の高齢者等への対応

社会保険事務所等に来て説明できない認知症の高齢者、施設入所者等については、以下のような対応を行う。**【平成 19 年 8 月以降随時】**

ア 通知に返事がない方に対し、電話で問い合わせ、認知症等の事情がある場合には、市町村とも連携して職員が出向くことを基本とする。

イ 本人の了解の下で社会保険事務所等に提供いただく様々な情報を受け付けるとともに、来訪相談において本人の履歴をその場で開示する場合は、委任状に基づく代理人に対しても対応する。

(2) 電話相談

社会保険庁による全国の電話相談センターの機能を集約化するとともに、社会保険労務士会等民間の協力も十分に得ながら、電話相談窓口の充実を行うなど、電話相談体制を強化する。**【平成 19 年 7 月以降逐次実施】**

(3) インターネットによる照会

インターネットによる照会に必要なID及びパスワードの発行までの期間を短縮する。【平成19年7月以降逐次実施】

2. 相談への対応状況の定期的な公表

相談体制の現状が国民の目から見て明らかになるよう、電話相談の応答率、社会保険事務所での来訪相談の待ち時間、本人の履歴を確認するための回答票の送付までの期間など、相談への対応の状況について、定期的に公表を行う。【平成19年7月以降随時】

Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

今後、年金の記録を適正かつ効率的に管理するとともに、常にその都度国民が容易にご自身の記録を確認でき、年金の支給漏れにつながらないようにするため、年金記録管理の在り方を抜本的に見直す。

1. 新たな年金記録管理システムの導入【平成23年度中を目途】

現行の旧式の記録管理システム（レガシーシステム）を刷新するとともに、住民基本台帳ネットワークとの連携を確立する。これにより、住所異動、氏名変更、死亡といった変動に、社会保険庁の側から十分に対応できていなかった従来のシステムを根本的に改め、これらの変動がある度に年金管理記録に反映される仕組みとする。

2. 「社会保障カード」（仮称）の導入【平成23年度中を目途】

銀行通帳のような方式ではなく、個人情報を保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」（仮称）を導入する。

また、このカードは年金手帳だけでなく、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす。さらに、お年寄りなどご本人の希望があった場合には、写真を添付し身分証明書としてお使いいただけるものである。年金の記録については、窓口における年金記録の確認はもとより、自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるようになる。

また、このカードは、基礎年金番号の重複付番の防止にも役立つものである。

IV その他の課題への対応

上記のほか、以下の課題について、的確に対処する。

1. 年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ

いわゆる年金時効特例法の対象となる方々への年金の増額が漏れなく行われるよう、同法の概要や必要な手続等に関する広報の実施、相談体制の整備を行うほか、対象となる方には、年金加入記録等を予め記載した裁定請求書（自署又は記名押印だけで請求が可能。「ターンアラウンド請求書」）を順次お送りする。**【平成 19 年 9 月から 1 年以内を目途に送付】**

2. 保険料の着服への対応

保険料納入については、毎年の保険料払込済の通知や、保険料が未納となっている場合の納付催告状の送付のほか、現金による納入について、毎日、被保険者に対して発行した「領収書の控え」と「日銀払込みの現金払込書」と突き合わせを行っており、これらにより、着服があった場合には発覚する仕組みとなっている。

また、着服が発覚した場合には、刑事告発、免職、損害賠償請求、公表という一連の厳しい措置を採ることとしている。

今後、これらの発生防止の仕組みや発覚時の措置について、徹底して周知し、発生を防止する。**【平成 19 年 7 月以降随時】**

なお、今後、「年金記録確認第三者委員会」における確認作業の過程等で着服の事案が明らかとなった場合にも、現行と同様、保険料は当然本人から支払われたものとして取り扱う。

V 「年金記録問題検証委員会」による検証

年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等について、「年金記録問

題検証委員会」（総務省）において徹底的な調査・検証を行う。【平成 19 年 7 月に中間発表】

VI 「年金業務・社会保険庁監理委員会」（仮称）の設置

年金記録問題に対応するための上記ⅠからⅣ（『年金記録確認第三者委員会』における記録確認）を除く。）の対応策の着実な実施及び社会保険庁の業務の適正かつ確実な執行を監理するため、社会保険庁が日本年金機構に移行するまでの間、総務省に「年金業務・社会保険庁監理委員会」（仮称）を設置する。【平成 19 年 7 月中を目途に設置】

同委員会は、公正・中立な第三者によって構成する。また、同委員会は社会保険庁からの報告の聴取及び評価、監視、調整等を常時行うこととし、そのため、同委員会の用に供する部屋を社会保険庁の中に設ける。

おわりに

以上のような諸施策を通じて、政府・与党は、年金記録問題を一掃し公的年金に対する国民の信頼を回復するため、今後とも、全力を挙げてその責任を全うする。

なお、第 166 回国会で成立した日本年金機構法により、平成 21 年度中に、年金記録管理を含めた公的年金の業務は、日本年金機構が担うこととなる。しかし、同機構の業務については、厚生労働省に監理部署を設置し、厚生労働大臣の全面的な監督の下で行われることとなる。また、同機構の業務について、理事長等は、国会等において十分な説明責任を果たすことは当然である。